

*****理容所・美容所の開設について*****

① 事前相談

●施設工事の着工前に施設の図面を持参し、相談してください。

② 届出書類の提出

●届出書類は、営業開始予定の1ヶ月前から提出することができます。

提出場所：岡山市保健所衛生課（岡山市保健福祉会館 2F）

必要書類
開設届

添付書類	備考
①施設の平面図	
②店舗周辺の略地図	
③理容師・美容師の免許証	免許保持者全員。 免許証原本とコピー を両方お持ちください。
④健康診断書	免許保持者全員。 結核、皮膚疾患、その他伝染性の疾患 を診断。
⑤管理理容師・美容師の修了証	理容師・美容師が 2名以上の場合、設置が必要です 。 修了証原本とコピー を両方お持ちください。
⑥国籍等を記載した住民票の写し	開設者が外国籍の場合。

※開設検査手数料 16,000 円

※開設届提出時に、施設の開設検査日を決めます。

③ 開設検査

●規定する措置が講ぜられていることを確認します。

不適合部分があった場合は、改善後、再度検査を受けてください。

④ 検査確認証の交付

●検査確認証の作成に**1週間程度**、お時間をいただきます。

検査確認証ができましたら電話で連絡しますので、

岡山市保健所衛生課（保健福祉会館 2F）まで取りに来てください。

受取時に持参するもの：受け取りに来る方の**身分証明書**（運転免許証など）

郵送を希望される場合は、書類提出時に送付先を記入した**レターパックプラス**（赤色・520円）をご用意ください。

●検査確認証は、施設内の見やすい場所に**掲示**してください。

理容について



美容について



理容所・美容所の衛生措置

- 床面及び腰板には、コンクリート、タイル、リノリュームまたは板等**不浸透性素材**を使用すること
- 施設の面積は 11.65 m² 以上**とし、作業を行うのに支障のない広さとすること
- 採光、照明及び換気を十分にすること
- 作業場の照度を 100 ルクス以上**にすること
- 施設内の空気1リットル中の炭酸ガス（二酸化炭素）の量を 5 cm³（5,000 ppm）以下に保つこと
- 未消毒物品を入れる適当な格納場所を設けること
- 消毒設備を設けること
- 消毒物品を入れる適当な格納場所を設けること
- 器具類は常に消毒済のものが使用できるのに十分な数を備えてあること
- 洗い場は流水装置と**すること
- ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること

※上記に加えて、「岡山市理容所及び美容所における衛生管理に係る行政指導指針」をご確認ください。

届出事項に変更等があった場合は？

● 次のような変更があったときは、届出が必要です。

変更内容	手続き
開設者（個人）の住所変更、改姓	届出事項変更届
開設者（法人）の本社所在地、法人名、代表者の変更	
施設名の変更	
施設の一部変更 ※事前にご相談ください。規模によっては新規開設届となります。	届出事項変更届 ※図面の添付が必要です。
従業者の変更	従業者変更届 ※従業者を追加する場合は、新たに追加される理容師・美容師の免許証・健康診断書が必要です。
相続により、開設者の地位を承継したとき	承継届（相続用）
法人の合併・分割により、開設者の地位を承継したとき	承継届（合併・分割用）
事業譲渡により、開設者の地位を承継したとき （個人→個人、個人→法人、法人→個人）	承継届（譲渡用） ※事前にご相談ください。
施設の移転	新たに開設届が必要です。
施設の新築（建て替え）	
施設の大幅な改築	
施設の廃止	廃止届 ※検査確認証を添付してください。

理容師・美容師免許証及び管理修了証に関する手続き

書き換えや再発行に関する手続きは、公益財団法人理容師美容師試験研修センターにお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 業務部（免許登録）

〒151-8602

東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01 8F

TEL 03-5579-6878



【問い合わせ先】

岡山市保健所 衛生課 環境衛生係

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1-1

岡山市保健福祉会館 2F

TEL 086-803-1258